第8章　災害補償，第9章　就業規則，第10章　寄宿舎，第11章　監督機関，第12章　雑則，第13章　罰則の13章121条と附則からなっている。このうち，第5章　安全及び衛生については「第42条　労働者の安全及び衛生に関しては，労働安全衛生法の定めるところによる」という1条のみが規定されており，本条により労働安全衛生法は，労働基準法体系の一環として制定されたものであることが明確にされている。

なお，労働基準法に基づく政省令としては，「労働基準監督機関令」「労働基準法施行規則」，女子および年少者の就業制限の業務の範囲等を定めた「女子年少者労働基準規則」，事業に付属する寄宿舎について，換気，採光，照明，保温，避難，定員の収容，その他寄宿舎に生活する労働者の健康，風紀，および生命の保持に必要な措置の基準を定めた「事業付属寄宿舎規程」「建設業付属寄宿舎規程」等がある。

（筆者・労働省労働基準局安全課　中央産業安全専門官）

❸ 工事施工の場合

鈴木敏夫

はじめに

実際に工事を行う場合，比較的生じやすい法律上の問題としては，労務管理および労働安全管理を除くと

① 公害防止関係：工事に伴う騒音，振動などの問題

② 公共安全関係：市街地工事，火薬類取扱い，道路交通などの問題

③ 公物管理関係：河川，海岸，道路，港湾などの公物に係る工事の問題

をあげることができる。

以下，ここでは，これらについて述べることとする。

1. 公害防止関係法令

公害防止関係法令の基本をなすのが，「公害対策基本法（昭和42年法律132号）」である。この中で公害を次のように規定している（法第2条）。

① 事業活動その他，人の活動に伴って生ずる。

② 相当範囲に影響を及ぼす。

③ 人の健康，または生活環境に係る被害が生ずる。

以上の条件を満たす，① 大気汚染，② 水質汚濁（水の状態，水底底質の悪化を含む。例えば，水温の変化，河床のヘドロ等の沈殿），③ 土壌汚染，④ 騒音，⑤ 振動，⑥ 地盤沈下，⑦ 悪臭 の7項目を公害としている。

建設工事において発生する公害としては，このうち，騒音，振動，水質汚濁，地盤沈下などがあるが，発生件数の最も多いのは，騒音，振動である。ある建設会社の自社の土木工事現場で発生した公害の調査によれば，騒音，振動に起因するものが，全体の 75% に達するとしている。

水質汚濁は，砕石場，トンネル工事，河川内で施工される工事などで問題となり，地盤沈下は，掘削およびそれに伴う排水，軟弱地盤上の盛土などで問題となることがある。しかし，ここでは特によく問題となる騒音，振動の規制について述べる。

（1） 騒音規制法

騒音については，現在「騒音規制法（昭和 43 年法律 98 号）」が制定されており，その法体系を建設工事関係

表—1　建設工事を中心とした騒音規制法の法体系

（昭和 50 年現在）

法　令　名	内　容
1. 騒音規制法（昭和43年法律98号 昭和46年改正）	ⓐ 地域の指定：都道府県知事が規制する地域を指定（第3条） ⓑ 規制等の対象に関しては，下記3項から成る． イ．特定工場等に関する規制（第2章） ロ．特定建設作業に関する規制（第3章） ハ．自動車騒音に係る許容限度（第4章） ⓒ 特定建設作業に関する規制の内容は，下記2項から成る． イ．特定建設作業の実施の届出（第14条） ロ．改善勧告及び改善命令（第15条） ⓓ 条例との関係：特定建設作業以外のものについては，地方公共団体が条例で必要な規制を定めてもよい（第27条）． ⓔ 罰則：第14条，第15条に違反した者に対する罰金等（第30条～第33条）．
2. 騒音規制法施行令（昭和43年政令324号 昭和46年改正）	特定建設作業（5種の作業）の規定（第2条）．<表—2 のとおり>
3. 騒音規制法施行規則（昭和46年，厚，農，通，運，建令1）	ⓐ 届出書の提出部数（第3条） ⓑ 特定建設作業の実施の届出：届出書類の種類と様式（第10条）
4. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年，厚，建告1，昭和46年改正）	騒音規制法による「改善勧告及び改善命令」を行うにあたっての環境庁長官の定める基準を規定している．騒音の大きさ，夜間または深夜作業，1日の作業時間，作業期間および休日の作業について規定している．<表—2 のとおり>
5. 都道府県の条例等	ⓐ 指定地域：二種の区域で指定（都道府県の公示） ⓑ 特定建設作業以外の規制：規制のある都道府県もある．
注：「騒音に係る環境基準」との関連	公害対策基本法第9条の規定に基づき望ましい基準として定められている（昭和46年閣議決定）が，その（第8条）で建設作業は適用除外となっている．

中心に描くと表—1のようになる。

特定建設作業の実施の届出については，指定区域で特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は，その作業を開始する日の7日前までに，次の事項を都道府県知事（市長村長に事務委任，窓口は公害行政担当課）に届け出なければならない。ただし，災害その他非常事態発生の際は，「7日前」の規定は除外され，すみやかに届け出ることになっている（法第14条）。

① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては，その代表者の氏名

② 建設工事の目的に係る施設または工作物の種類

③ 特定建設作業の場所および実施の期間

④ 騒音防止の方法

⑤ その他総理府令で定める事項（則第10条に規定があり，機械，作業時間，下請負人などについてである。

特定建設作業を施工した結果，その騒音が環境庁長官の定める基準（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準，昭和43年，厚・建告1）に適合せず，周辺の生活環境が著しく損われると認めるときは，知事（市町村長事務委任）は期限を定めて，① 騒音防止の方法の改善，または，② 建設作業の作業時間の変更について改善勧告することができる。また，この勧告に従わないときは，さらに上記①または②について改善命令を出すことができることとなっている（法第15条）。なお改善勧告，改善命令を出すにあたっては，「必要な限度において」という条件が付され，特に公共性のある建設工事には，工事の円滑な実施を配慮するようにと規定している。

特定建設作業の種類と騒音の規制に関する基準については，表—2に一括して示す。

現場においてまず確認すべきことは指定地域である。この指定地域の設定は各都道府県により疎密の程度が異

表—2 特定建設作業とその規制方法

特定建設作業の種類	騒音防止方法の改善*	騒音防止方法の改善または作業時間の変更			
		夜間または深夜作業	1日の作業時間	作業期間	日曜日，その他の休日の作業
1. くい打機（モンケンを除く），くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	騒音が85ホンをこえる場合（測点地点は作業場の敷地境界線から30m離れたところ．以下同じ）	ⓐ 1号区域**：午後7時から翌日の午前7時までの間 ⓑ 2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの間 に騒音を発生させた場合	ⓐ 1号区域**：1日10時間以上 ⓑ 2号区域：1日14時間以上 騒音を発生させた場合	連続して6日をこえて騒音を発生させた場合．	日曜または祭日等に騒音を発生させた場合．
2. びょう打機を使用する作業	騒音が80ホンをこえる場合．				
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては，1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを越えない作業に限る）	騒音が75ホンをこえる場合．	ⓐ 1号区域**：午後9時から翌日の午前6時までの間 ⓑ 2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの間に 騒音を発生させた場合	同上	同上	同上
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって，その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	騒音が75ホンをこえる場合．	同上	同上	ⓐ 1号区域：同一場所において1か月間． ⓑ 2号区域：同一場所において2か月間 をこえて騒音を発生させた場合（継続して行う他の特定建設作業を含む）	同上
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上），またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上）を設けて行う作業（モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）	騒音が75ホンをこえる場合．				
適用除外（各作業共通） 作業を開始した日に終わる作業		（騒音規制法施行令2条により特定建設作業より除外——すべての事項に適用除外）			
適用除外（各作業共通） 災害その他非常事態により緊急を要する作業		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外
適用除外（各作業共通） 人の生命，身体の危険防止に対する作業		同上	同上	同上	同上
適用除外（各作業共通） 鉄道，軌道の正常な運行の確保を要する作業		同上			同上
適用除外（各作業共通） 道路法第34条，第35条，道路交通法第77条，第80条による条件または協議事項に係る作業		同上			同上
適用除外（各作業共通） 変電所の変更工事で作業員の完全確保のため日曜，休日は電気工作物の機能を停止させて行う作業					同上

注：① * 印，ホンとは計量法第5条第44号に定める騒音の大きさの計量単位である．

② ** 印，ⓐ 1号区域・特に良好な環境を保全する必要があるとして指定された区域（相当数の住居が集合する区域のほか，学校，保育所，病院，図書館，老人ホーム等の敷地の周囲おおむね80m以内の区域）．

ⓑ 2号区域・指定区域のうち，1号区域以外の区域．

③ 「騒音規制法施行令」および「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」より作成．

なる。また，法第 27 条により特定建設作業以外の作業を条例で規制する都道府県（昭和 50 年 1 月現在：東京，大阪，愛知など 9 都府県）については，よくその内容を確認しておかなければならない。これらの条例では，掘削機械による作業，コンクリートカッターによる作業などを規制している。

なお，現実には法令の規制のみを守るだけでは，地域住民の苦情を無くすことはできない。やはり，工事の施工に際しては，工事説明を行い，住民の要望も十分検討し，地元の了解を得るよう努めることも大切であろう。

（2） 振動の規制

振動については，現在法律による規制は行われていない。都道府県において，建設工事による振動についてなんらかの規定があるのは，大阪府など 9 府県である。また，工場等を対象にした規制基準値を定めている都府県があり，これらでは，それに準ずる形で建設工事の振動についても指導しているようである（以上，昭和 48年度現在の状況）。

なお最近，東京都において「建設振動公害に係る指導要綱」を定めて，行政指導を始めたのが注目される。

国においても，現在環境庁において振動規制の検討が始められており，ちかぢか立法化される動きがある。

振動基準値の測定については，振動速度（mm/sec）によるものと，振動レベル（dB）によるものの 2 種類があるので注意を要する。

（3） そ の 他

「公害対策基本法」に関連しては，「騒音規制法」のほかに，「水質汚濁防止法」，「大気汚染防止法」などがある。

2. 災害防止関係法令

最近，建設工事が大規模化するに伴い，発生する災害も規模が大きくなり，一般公衆も事故に巻添えにすることが多くなった。ここでは，労働法関係は除き，公共の安全に関連した法令について述べる。

（1） 市街地土木工事公衆災害防止対策要綱

（昭和 39 年，建設事務次官通達・昭和 46 年改正）

特に市街地で施工される建設工事は，一般公衆と隣接する度合も高く，工事規模も大型で，工事の施工に伴う災害が，第三者に及ぼす直接・間接の影響はじん大である。この要綱は法律的なものではなく，あくまで公衆災害事故の防止を目的とした指導的規制で，市街地で工事を施工する場合に遵守すべき事項を規定している。

公衆災害とは，工事関係者以外の第三者，いわゆる公衆の生命，身体，および財産に関する危害および迷惑を指し，例えば，第三者を死亡，負傷せしめることはもちろん，第三者の所有する家屋，車両の破損等も含まれている。

また，一般の人びとが使用するガス，水道，電気等の施設や公共道路に与える損傷は，施設の所有者に対する財産侵害であると同時に，公衆が当然利用しうる権利をも侵害するものであり，特に広域に影響を及ぼす公衆災害である。

要綱の内容の概要を次に箇所書きで記す。

① 工事施工前に工事の概要を付近の居住者に周知させ，その協力を求める。また，施工中も付近の居住者の意向を十分に考慮する。

② 作業場は，公衆が誤って立ち入ることのないように，さくなどを設置し，周辺から明確に区分する。

③ 道路上での施工では必要な標識等を設置し，交通の危険，渋滞等を防止する。特に歩行者に対しては，安全通行を確保するよう措置する。

④ 埋設物に関しては，事前調査および事前措置，確認，布掘り壷掘り，保安維持，火気の制限等保安上十分な措置を行う。

⑤ 土留工に関しては，所定の切土勾配を保てない場合，掘削深さ 1.5 m を越す所には土留工を施し，また，深さが 4 m を越す所では，杭，矢板等を打設して土留を行うことを原則とする。なお，土質調査，土留工の構造および管理にも詳細な規定がある。

⑥ 覆工は，鋼製または鉄筋コンクリート製を使用し，表面に滑り止めを有することとする。その他，構造細目，維持管理等について規定があるが，特に受桁は，ガス管の吊桁をかねてはならないことになっているので注意を要する。

⑦ 建設機械に関しては，転倒による事故が多いことから，杭打機等は自立できる機種を選定することとし，機械の使用および移動，軟弱地盤での扱い等を規定している。

⑧ 公衆災害事故で最も多いのが，工事用資材等の飛散落下によるものである。そこで高所作業に関しては，落下物の防護，材料の集積等，細かに規定している。

そのほか，軌道等の保全，湧水等の処理，埋戻し，仮設構造物，火災，酸素欠乏症の予防まで幅広く規定している。

（2） 火薬類取締法

（昭和 25 年法律 149 号）

土木工事の現場では，多量の火薬類が使用されるが，これらは，保管や使用法を誤ると思わぬ大惨事となり，

多数の人命を失うこととなる。

そこで，この法律は，このような災害を防止し，公共の安全確保のために，火薬類の製造，販売，貯蔵，運搬，消費，その他の取扱を規制することを目的としている。

次に，本法にあって特に建設工事に関係の深いものについて述べる。

① 火薬類とは，㋑ 火薬（黒色火薬など），㋺ 爆薬（硝安爆薬，カーリット，ダイナマイトなど），㋩ 火工品（工業雷管，電気雷管，導火線など）をいう。

② 火薬類は，少量の場合を除き火薬庫に貯蔵しなければならない。火薬庫の境界内には，必要のない者が立ち入ることは禁止されている。火薬庫の位置，構造，設備に細かい規定がある（「火薬類取締法施行規則」（以後「則」とする）第4章参照）。

③ 火薬類を爆発させたり燃焼させようとする者は，知事の許可を受けなければならない（法第25条）。なお土木工事，土石採取等に係る火薬類の爆発，燃焼の技術上の基準は，則第51条から第52条までに定めてある。

④ 消費場所においては，火薬類の管理および発破の準備（薬包に雷管を取り付け，またはこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業を除く）をするために，火薬類取扱所を設けなければならない（則第52条）。

⑤ 発破については，責任者を定めて，毎日，数量，使用状況，使用残量を点検する。発破の際は，危険区域への通路に見張人を配置して，内部へ関係者以外立入りを禁止し，付近の者に発破する旨を警告し，危険のないことを確認した後でないと点火してはならない（則第53条）。

⑤ 不発の場合，電気雷管使用時は，点火器を取りはずす等して再点火できないようにし，5分以上経過した後でなければ，火薬類の装てん箇所には近づいてはならない。電気雷管使用以外では，点火後 15 分以上を経過させなければならない（則第55条）。

⑥ 発破を終了したときは，事業者は危険がないかどうか検査し，安全を認めた後（坑道式発破では，発破後30 分を経過して安全と認めた後）でなければ，何人も発破場所付近に立ち入らせてはならない（則第56条）。

このほか，漏電等の防止，取扱保安責任者らの選任およびその職務等について，詳細な規定がある。

（3） 道路交通関係法

建設機材の輸送のため道路を通行しようとするとき，または現場内での建設機械の通行に際しては，道路交通関係の諸法規を十分知っておく必要がある。以下，その主なものについて述べる。

a） 道路交通法（昭和35年法律105号）

道路における危険を防止し，そのほか交通の安全と円滑を図ることを目的としており，警察が行う交通規制，取締りの根拠法である。

およそ，道路の通行，使用に関しては，この法律は広く適用されるが，建設機材の輸送については，乗車，積載およびけん引の制限があり，制限を越える場合は，出発警察署長，公安委員会の許可を要する。

b） 道路法（昭和27年法律180号）および車両制限令（昭和36年政令265号）

昭和 46 年に，道路法の一部が改正され，特に大型・特殊車両の通行に対する道路管理者の規制権限等が強化された。その内容は，㋑ 大型・特殊車両の違法な通行には，ただちに罰則が課せられる。㋺ 車両の幅，重量，高さ，長さ等の制限を越えた車両について，道路管理者が，特にやむを得ないと認めたものは，その通行を許可できる。㋩ 許可事務の一元化を行う。

車両制限令には，「車両の幅等の最高限度」，「（道路の幅員等による）通行車両の幅の制限」，「キャタピラを有する自動車の制限」などが定められている。

c） 道路運送法（昭和26年法律183号）

この法律は，もっぱら道路運送に関する事業者が行う事業について規定しているが，そのうちで第7章には，自家用自動車の使用についての規定があり，㋑ 使用等の届出，㋺ 共同使用の許可，㋩ 有償運送の禁止および賃貸の制限，㋥ 使用の制限および禁止，などが定められている。

d） 道路運送車両の保安基準（昭和26年運令67）

道路運送車両を根拠法とする省令で，自動車の構造に関する保安上の技術基準であり，道路運送の用に供する車両は，この基準に適合したものでなければならない。なお，運輸大臣および陸運局長は，この基準を越える車両の製作について，緩和の認定をすることができることとなっている。

e） 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する措置法

土砂等（土，砂利，砕石，アスファルト合材，鉱さい等）の運搬の用に供する大型自動車の使用について必要な規制を行うもので，内容の主なものは，㋑ 表示番号の指定および表示，㋺ 積載重量の自動計の取付けの義務等である。

（4） そ の 他

海上交通に関しては，港内における船舶交通の安全と港内の整頓を図る目的で，「港則法（昭和23年法律 174号）があり，海上での安全航行に関しては，「海上衝突予防法（昭和28年法律151号）」がある。

3. 公物管理関係の法令

河川，海岸，道路，港湾等のように，国または公共団体などにより,直接に公の用に供される有体物を「公物」という。これら公物の管理については，それぞれの法体系の中で規定されており，公物内またはその保全を必要とする地域では，工事の施行，施行に関連する行為を規制している。公物管理関係の法令は，公物の管理を行うもの，公物の工事を施行するものは当然知らなければならないし，公物の占用等を行うものも，十分に法を理解しておかなければならない。以下，公物の占用工事等を中心に述べる。

（1） 河川法等
（昭和39年法律167号）

河川法は，河川に関して災害発生の防止，適正利用，正常な機能維持などのため，その総合的管理を目的とした基本法である。ここでは，河川内での土地の占用，工作物の新改築，土地の掘削盛土等などを規制し，河川管理者の許可を必要としている。また，河川区域に隣接し河川管理者が指定した河川保全区域，河川予定地でも，同様な規制が行われる。

（2） 海岸法等
（昭和31年法律101号）

海岸法は，津波，高潮，波浪，その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し，もって国土の保全に資することを目的としている。ここでは，指定された海岸保全区域において，占用，土砂の採取，掘削盛土等を行うときは，海岸管理者（知事が原則）の許可を必要とするとしている。

なお，港湾区域内等については，「港湾法（昭和25年法律218号）の適用を受け，工事等に際しては，港湾管理者の長の許可を要する。

（3） そ の 他

先に述べた道路法には，道路の占用に関する規定があり，道路管理者の許可を受けることになっているが，国鉄，電電公社，国等が行う道路の占用，水道，電気ガス事業など，公共性のあるものの道路の占用については，それぞれ特例を設けて緩和している。そのほか，道路の占用については，工事の調整のための条件，占用の禁止または制限区域，道路管理の道路の占用に関する工事の施行等の規定がある。

（筆者・建設省大臣官房建設機械課 課長補佐）

❹ 海外工事の場合

吉 田 仁 一

はじめに

国内工事の減少に伴い，海外工事への関心が増大する中で，海外工事に取り組む技術者は，それぞれ種々の困難に直面しながら，それらの困難を克服すべく努力されていることと思う。技術者が日々直面する種々の困難な問題の中には，技術的な問題はもちろんであるが，そのほかに工事契約の妥当な解釈・実施，工事に関連する各種の法の遵守，工事に伴う各種のクレームや紛争の処理など，従来，日本の土木技術者にとっては不案内な分野の問題が含まれている。現在，海外工事に携わる土木技術者が，これらの問題について苦労しなくてはならない責任の一端は，現在の大学教育のあり方にも関係している。日本の大学においては，契約や仕様書についての講義が行われておらず，土木技術者は海外工事（本来は国内工事もそうなのであるが）を“management”するにあたって，非常に重要な知識を欠いたまま，試行錯誤を繰り返しつつ，これらに関する知識を吸収しているのが現状である。国内工事の場合には，「法的な物の考え方」という問題は，日本的な風土の中に埋没してしまって顕在化しなかったが，海外工事の場合には，この問題は，見過し得ない問題として顕在化してきたのである。従来，日本の多くの技術者は，工事の施工にあたって，技術的観点から，いかに効率的に，技術的問題を克服しつつ工事を施工し完成するか，ということにのみ関心を有し，当該工事が「契約の履行」として行われているという意識を有することは少なかった。かかる意識の欠除は，契約の一般条件や仕様書と実際の履行との間の多少のずれについて，甘い考え方を発生させてきた。日本においては，同一風土において生活する同一民族の集団であることから，以心伝心，これら多少のずれについては，お互いに相手の立場を理解し，多くの場合，紛争に至ることなく解決されてきたかもしれないが，海外工事の場合はこれらの多少のずれは，多くの紛争をひき起こさせてきたのである。